

第4章 おわりに

1－1 研究会の総括

高度職業訓練専門課程及び応用課程に係る職業訓練基準の見直しを平成24年度より4ヵ年計画で開始して以来、今年度、3年目として研究テーマ「分野別実践的カリキュラムの設定に係る基礎研究（高度職業訓練）－平成26年度 建築分野（デザインを含む）－」に取り組んだ。

主な研究内容は、概ね次のとおりである。

- (1) 公共及び認定職業能力開発施設において実施する各分野の訓練を、技能・技術の動向や職業能力開発ニーズに的確に対応した内容とするため、今日的視点から現行の職業訓練の基準や細目の内容を見直すための根拠の基礎となる研究を行う。
- (2) 法に定められた「高度職業訓練の専門課程と応用課程」を対象とし、各専門分野の訓練系・科ごとに、訓練基準の見直し検討及び提案を行う。
 - ① 「別表第6・7」における基準の見直し検討（主要な訓練課程の仕上がり像、知識及び技能・技術の範囲、教科、訓練期間（時間）、設備等）
 - ② 上記に係る詳細内容の見直し検討（教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目、教科編成指導要領等）
- (3) その他、当該分野の職業訓練の発展に寄与する観点から収集した情報等を適宜付加する。
- (4) 対象分野は、以下のスケジュールとし、概ね4年で全分野を実施する。ただし、急速な技術進歩や産業構造の変化が発生した場合は、優先順位を繰上げて見直すこととする。

平成24年度 機械分野（専門課程・応用課程）

平成25年度 電気・電子・情報分野（専門課程・応用課程）

平成26年度 建築分野（専門課程・応用課程）……デザイン含む

平成27年度 繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、科学分野（専門課程）

研究会の設置及び運営方法そしてスケジュール等については、以下のとおりとして取り組んだ。

運営方法は、専門性及び運営実態にあわせ、専門分野ごとに委員構成し、各グループで実態調査並びに見直し案の検討及び全体討議をもって委員会を運営することとしたが、今回は、対象分野の特性からしてグループ分けを行わずに1グループで検討を行う事として進めた。

なお、委員構成についてであるが、外部委員として2名（公共職業能力開発施設／産業技術短大等）、1名（民間認定職業能力開発施設／テクノスクール等）、内部委員5名（職業大3名、職業能力開発大学校等2名）の計8名の国、県、民間による専門家の委員構成とした。

委員会の取り組みスケジュールについては、4月の研究準備、委員依頼等に始まり、5月、6月、8月、9月に委員会を開催し、6月にはアンケート調査の実施とそのとりまとめ、7月にはヒアリング調査とそのとりまとめを行い、9月中旬には、研究会の成果物として基準の見直し提案書として厚生労働省職業能力開発局に提出することができた。

なお、委員会の開催については、11月に第5回を予備として設定していたが、各委員の積極的な取り組みによって第5回の開催をする必要性は見あたらず、開催は中止とした。

12月から3月にかけて業務調整と報告書作成を行った。

本研究で得られた成果等であるが、厚生労働省において、職業訓練基準見直しに係る職業能力開発専門調査委員会等の改正案の基礎資料並びに労働政策審議会での説明資料として活用される。また、都道府県職業能力開発主管課等において、地方職業能力開発計画、再編整備計画、機器等整備計画等の策定基礎資料として活用される。さらに、公共及び認定職業能力開発施設において、カリキュラム見直し、訓練計画等の策定基礎資料として活用される。

研究成果に係る客観的評価であるが、研究成果については、厚生労働省職業能力開発局の「職業能力開発専門調査委員会」における改正案の基礎資料並びに労働政策審議会での説明資料として活用されることにより、客観評価を得られるものと思料する。

また、本研究が4年サイクルで継続されることから、再度同じ分野について研究を実施する際に、今般の結果を活用しながら施設へのアンケート調査、ヒアリング調査等が実施されることで、研究を重ねる都度、質とレベルは向上していくものと考えられる。

1－2 訓練施設の状況

今年度の訓練基準の見直し分野については、「第二章第一節 1－2 職業訓練基準の見直し分野について」で述べたところであるが、今年度の見直しの対象分野において、国、県、民間の職業能力開発施設を見た場合、建築科及び住居環境科については、国も都道府県も認定訓練施設も職業訓練を実施している。

国として居住システム系の建築物仕上科、建築設備科、インテリア科及びデザインシステム系の産業デザイン科を設置していない。

都道府県及び認定訓練施設を見た場合、建築物仕上科の職業訓練を実施している施設はない。

建築設備科については、岩手県立産業技術短期大学校水沢校のみが職業訓練を実施しているだけである。

デザインシステム系の産業デザイン科については、国では当該科を設置しておらず、岩手県立産業技術短期大学校矢巾校と神奈川県立産業技術短期学校の県立の2施設のみが職業訓練を実施しているだけである。

高度職業訓練応用課程の対象分野の同系科に係る実施施設を見た場合、国の施設のみの職業訓練の実施となっている。

こうした「建築分野（デザインを含む）」における職業訓練実施施設では、ヒアリング調査報告書にも記載したが、質とレベルを補償した内容の充実した職業訓練が実施され、企業からの求人も潤沢に獲得でき、学生の就職率も100%近い実績を得ている。

しかしながら、現在の日本社会が抱える少子化問題の影響もあって、定員確保には強化した取り組みをしている様子がヒアリング調査等から伺えた。

1-3 見直しの経緯

「職業能力開発促進法」において定められる「職業訓練基準」は、職業訓練を公的に品質保証するための重要な基準として運用されてきており、その中で高度職業訓練についての基準の見直しは、平成19年度専門課程「電子情報制御システム系電子情報技術科」、平成21年度応用課程「生産システム技術系生産電子情報システム技術科」、平成22年度専門課程「電気・電子システム系電気エネルギー制御科」を除いては、応用課程が設置された平成11年以来、今般の研究会がテーマとして取り上げるまでは、その見直しが行われて来なかつた。

しかし、近年、社会や産業の激しい変化、科学・技術・技能の著しい進展等により、職業訓練や就業者をめぐる環境が大きく変化し、地域や産業ニーズに的確に対応した職業訓練を実施していくためには、産業動向や人材育成ニーズ、応募状況、訓練内容、修了後の評価等を総合的に検討しながら、教科目、設備、技能照査、その他の効果的な設定や見直しを不断に行っていく必要があると考え、また、厚生労働省職業能力開発局が平成24年度から技術進歩の速い分野の高度職業訓練の訓練科を順次見直す方針（職業訓練基準の見直しの方針）を示したことからも、高度度職業訓練に係る職業訓練基準の見直しに必要な基礎資料を作成しなければならない重要な役割、使命そして任務を有する研究であると思料する。

1-4 まとめ

今年度は、高度職業訓練専門課程及び応用課程に係る職業訓練基準の見直しとして平成24年度より4カ年計画で取り組んできている3年目の研究テーマ「分野別実践的カリキュラムの設定に係る基礎研究（高度職業訓練）－平成26年度 建築分野（デザインを含む）－」に取り組んだところである。

今般の取り組みにより、

- (1) 公共及び認定職業能力開発施設において実施する建築分野（デザインを含む）の訓練を、技能・技術の動向や職業能力開発ニーズに的確に対応した内容とするため、今日的視点から現行の職業訓練の基準や細目の内容を見直すための根拠の基礎となる研究を行うことができた。
- (2) 法に定められた「高度職業訓練の専門課程と応用課程」を対象とし、建築分野（デザインを含む）の訓練系・科ごとに職業訓練基準における教科の細目の見直し提案の作成ができた。
- (3) 法に定められた「高度職業訓練の専門課程と応用課程」を対象とし、建築分野（デザインを含む）の訓練系・科ごとに職業訓練基準における設備の細目の見直し提案の作成ができた。
- (4) 法に定められた「高度職業訓練の専門課程と応用課程」を対象とし、建築分野（デザインを含む）の訓練系・科ごとに職業訓練基準における技能照査の基準の細目の見直し提案の作成ができた。
- (5) 別表6・7 科目名称変更についての意見のとりまとめができた。

1-5 謝辞

今年度の研究テーマである「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究会（専門・応用課程）－平成26年度 建築分野（デザインを含む）－」に対し、当初掲げた研究目標がP D C Aサイクルの確実な取り組みによって達成できたことを感謝申し上げる。

これも厚生労働省職業能力開発局のご指導のお陰であり、また、各委員の派遣に快諾いただいた委員派遣元の施設長並びに関係者のご理解、ご支援、ご協力、さらには業務多忙にもかかわらず年4回の委員会、ヒアリング調査等に積極的に参加いただき、その保有する専門性を十分に活かし、発揮いただいた各委員のみなさまのご尽力をいただけたこと、アンケート調査に対し積極的にご支援をいただいた職業能力開発施設の関係者の方々のご尽力、こうした数多くのみなさまのご指導、ご理解、ご支援を賜ったことによるものと、心より感謝し、厚く御礼を申し上げる所存である。

おかげさまで、建築分野（デザインを含む）に係る高度職業訓練専門課程及び応用課程の対象系科の教科細目の見直し提案、設備細目の見直し提案、技能照査の基準の細目の見直し提案を作成することができました。また、併せて将来を見据えた別表6・7 科目名称変更についての意見のとりまとめることもできました。

こうした当該研究会の成果物を厚生労働省職業能力開発局の職業能力開発専門調査員会の資料として採用いただけること、そして、今般の当該研究テーマの対象分野である高度職業訓練専門課程及び応用課程の系科の職業訓練の質保証に貢献できることに感謝申し上げます。

また、今般、当該研究テーマの取り組みに携わった数多くのみなさまのますますのご発展を祈念いたします。